

第3章 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号 関連)

1 景観計画の区域

本市においては、全市域に良好な景観が形成されており、これらは市民共有の財産として市民すべてがこれを守り育て、次世代へ引き継いでいくべきものです。また、これまでの市域全域を対象とした景観施策の経緯を踏まえ、良好な景観形成を推進する区域は、市域全域を対象とします。

また、市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めます。

富士山等景観保全地域は、富士山麓や天子山地などの森林景観、朝霧高原の草原景観を保全する地域です。

富士山眺望保全地域は、市街地や周辺の集落地、農業地域からの富士山等の眺望を保全する地域です。

景観計画の区域図



2 重点地区の設定

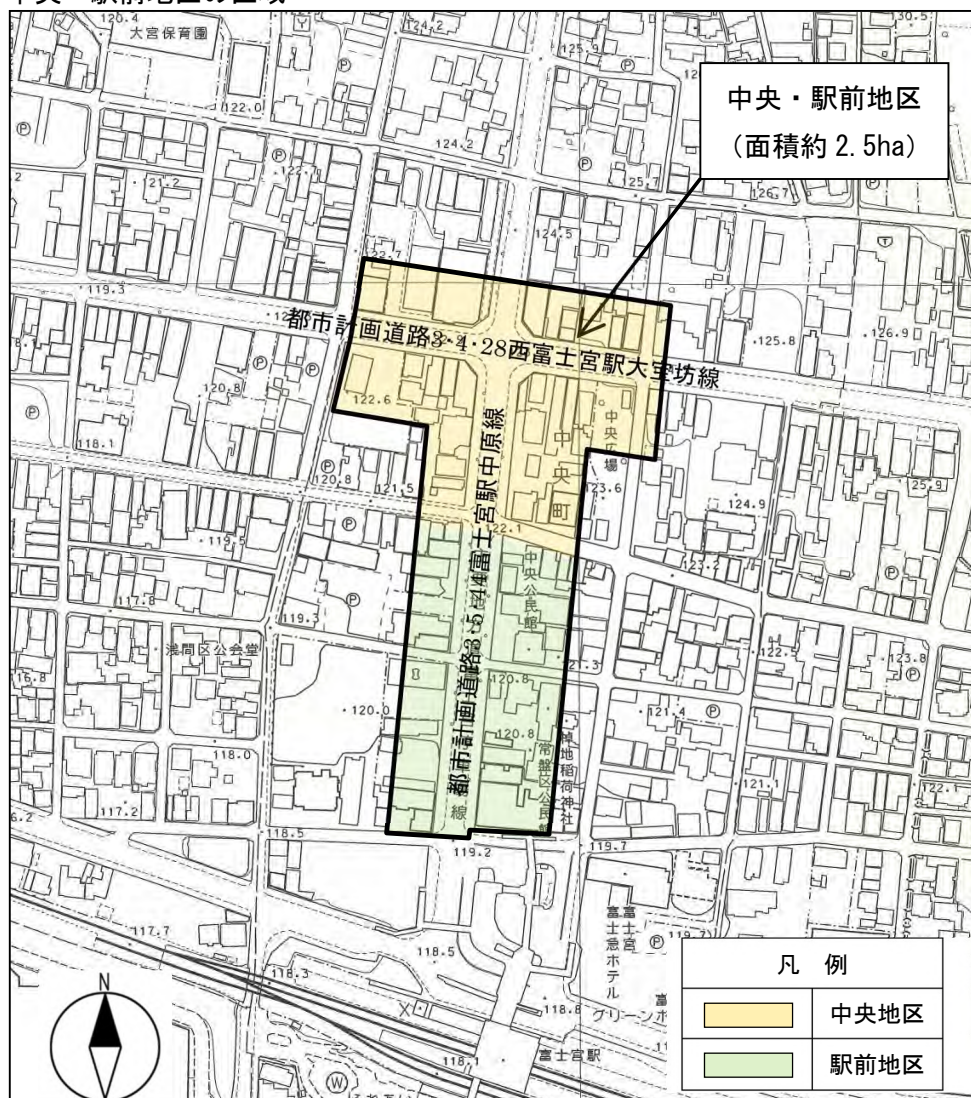
市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を生かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として重点地区を設定し、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）等を定めます。

地区名	面積	概要
中央・駅前地区	約 2.5 ha	平成 9 年度に地区計画を定め、地区景観形成モデル地区に指定した大社の門前通りを構成する地区。
神田地区	約 2.4 ha	平成 7 年度に地区計画を定め、地区景観形成モデル地区に指定した大社の近代的門前町の地区。
浅間大社周辺地区	約 36.6 ha	平成 28 年度に高度地区を定め、富士山の眺望確保や大社の神聖さと調和した街並みを形成する地区。
朝霧高原地区	約 367 ha	令和 7 年度に重点地区に追加し、国道 139 号沿道の広がりのある草原景観の保全を図る地区

※「中央・駅前地区」と「神田地区」は、旧都市景観条例で指定した「地区景観形成モデル地区」です。

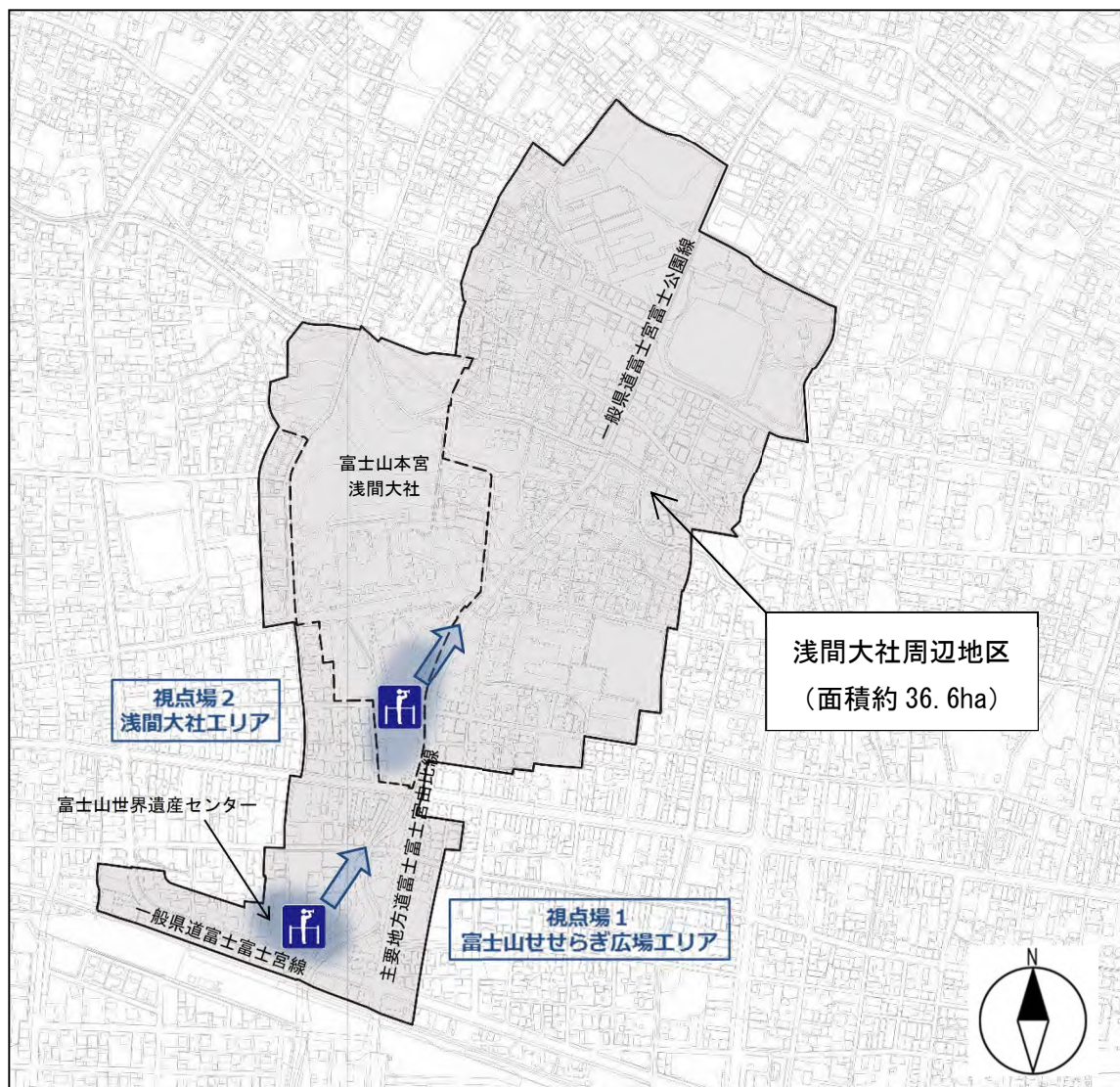
2-1 中央・駅前地区

中央・駅前地区の区域



2-3 浅間大社周辺地区

浅間大社周辺地区の区域



視点場 1
富士山せせらぎ広場エリア
(一の鳥居、富士山世界遺産センター付近)



視点場 2
浅間大社エリア
(二の鳥居、第二駐車場付近)



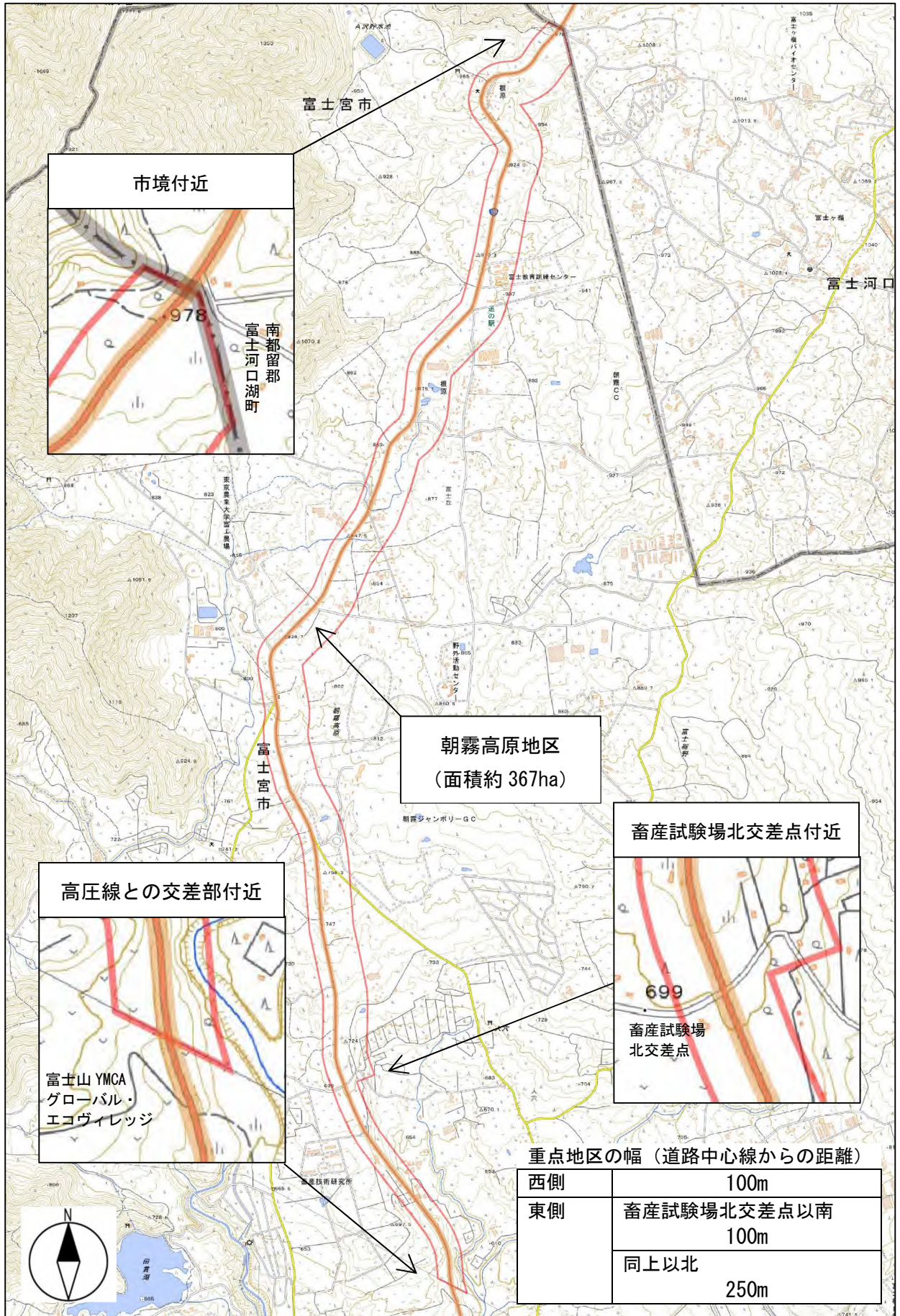
視点場 2
浅間大社エリア
(神田川ふれあい広場、御手洗橋付近)

〈区域設定の根拠・概要〉

富士山の眺望を確保する上で、富士山せせらぎ広場から浅間大社への動線上における主要なエリアを視点場に設定し、高さのある建築物等の立地によって、富士山への眺望が阻害されないようにするとともに、浅間大社周囲における良好な市街地環境を誘導する範囲を設定。基本的には標高 1,500m以上の範囲（構成資産としての山体）への見通しを確保するための建築物等の高さ抑制や、浅間大社周囲及び玄関口となる幹線道路沿道における良好な景観誘導を必要とする範囲。

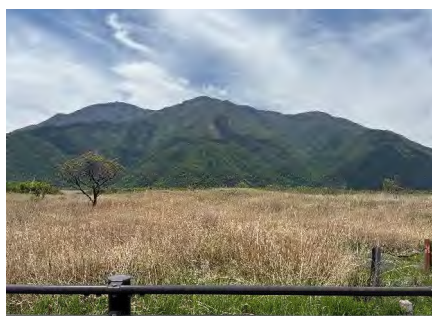
2-4 朝霧高原地区

朝霧高原地区の区域

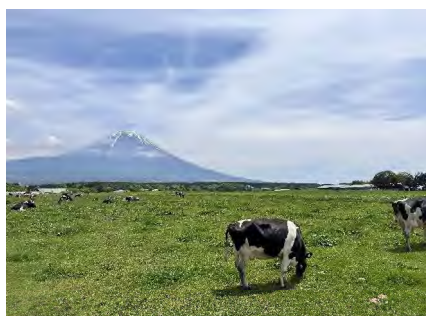


〈区域設定の根拠〉

- ・ 朝霧高原地域ならではの広がりのある景観の保全を目的とし、主要幹線である国道 139 号沿道を重点地区とします。
- ・ 北端は市境、南端は自然公園法特別地域と同様の高圧線との交差点とし、西側は自然公園法特別地域と同様の国道 139 号道路中心から 100m の範囲とします。
- ・ 富士山眺望が望める東側は、原則、富士山標高 1,500m 以上の範囲（構成資産としての山体）への見通しを確保するための建築物等の高さ抑制や良好な景観誘導を必要とする範囲として、国道 139 号道路中心から 250m（一部 100m）の範囲とします。



西側沿道の草原景観



富士山が望める東側沿道の牧草地景観



東側の 100m 指定区間の沿道景観